

日本労働年鑑 第25集 1953年版  
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第一章 組織運動

第二節 総評をめぐる統一運動

一、総評第二回大会

大会は三月一〇日から三日間、東京京橋千代田生命ビル講堂で開かれたが、一九五一年に入ってからからの加盟状況は、

電産 一月二〇日 中執委決定に基き藤田委員長の名で加盟手続完了

全印刷庁 二月三日 全国大会で単独加盟を決定

全金・全専売・全逓・都市交 二月一〇日 総同盟解体により直結加盟

参集した代議員二六〇、議長団に岡(日教組)占部(自治労協)藤田(私鉄)重盛(総同盟)久保(全電通)の五氏を選出、議事に入った。以下主要な議題の討議決定をたどって見よう。

規約改正

大会開催期日毎年三月を六月にすること、加盟組合の資格に関する追加条項、事務局および専門部に関する項、会計年度については異議なく承認したが、幹事会の議事成立を四分之三の多数決にするか、全員一致制を存続するかについては意見が対立、新産別と執行部の間に討論が交され、結局絶対多数で「幹事会の多数決制」を可決した。

新産別「四分之三制にすることは総評の性格を根本的に変える惧れがある。戦線統一の機関としての総評の現状からしてその内部に方針上の相違があるのは当然であって、多数決制を採った場合には全労連崩壊の二の舞を演ずることになるから現状規約通り満場一致制を維持し、忍耐強く意見の一致を見るよう努力すべきであり、少数意見が多数の意見を無視するようなことはない。その点神経質に過大評価してはならない。極論すればA案(原案四分之三制)は総同盟解体派の意見を押し通そうとするものだ」

執行部、日教組、全鉱など「大会、評議員会が多数決制を採っているのに、幹事会だけが全会一致制をとっているのは規約上の不備である。現在二九単産が幹事会で二八対一という僅かに一人の反対のために全部の議案が結論をみない結果になる。かくては今まで不活発であったという非難をうけている総評が、さらに不活発にならざるを得ないであろう。全労連の例をひいても民主戦線の総評にはあてはまらない」。

ついで会費の値上げについて三割増額を決定した。

行動綱領の決定

行動綱領の審議は第一一項に盛り込まれた平和三原則と再軍備反対をどのように表現すべきかをめぐって幹事会で意見が三者対立し、それぞれが微妙なしかも基本的な点で、意見の一致をみな

いま三案が併立提出された。

A案(執行部)「われわれは非武装憲法の主旨に則り、再軍備に反対し、中立堅持、軍事基地提供反対、全面講和の実現を期して日本の平和を守り独立を達成するために闘う。」

B案(新産別)「われわれは全面講和、中立堅持、軍事基地提供反対を日本労働階級の立場とし、平和と独立を貫くために再軍備に反対して闘う。」

C案(日鉱)「われわれは全面講和の締結を促進し、自由と平等の保障される日本のすみやかな独立達成のために闘う。」

討論の中心はまず朝鮮における国連軍の行動を侵略と認めるかどうか、自衛権をどうするかにつき、新産別に対する質問が集中、これに対し新産別からは「国連内部に二つの対立がある以上、そのどちらかにつくことによってアジア民族は再び過去における如く奴隷的状态に陥ることは必至だ、国連軍の行動については民族の独立のために介入しない。協力には反対する。三原則と再軍備反対こそがわが国の唯一の自衛権だ。」と答弁があった。私鉄、電産、国鉄、日教組はいずれもB案に賛成、これに対して自治労協からAC案折衷の修正案を出し、また海員から周囲の客観情勢は全面講和、永世中立を不可能にした。侵略から守るには国連に安全保障を求める以外に手はない。」と東支那海の漁船拿捕事件をあげて、C案支持を声明した。

採決の結果は三案とも定数に達せず、全通と自治労協からだされた修正案について採決、全通案を採択、行動綱領は次のように決定した。

#### 行動綱領

一、われわれは政府、資本家の首切り、労働強化、低賃金政策に反対し、労働者の文化的生活を保障する最低賃金の確立と完全雇用実現のために闘う。

二、われわれは労働組合法、労働関係調整法の民主的改正と、国家公務員法、公共企業体労働関係法、地方公務員法その他労働組合弾圧諸法令の撤廃を実現し、労働基準法の完全実施と労働者の基本的権利である団結権、団体交渉権、罷業権の確立と政治活動の自由獲得のために闘う。

三、われわれは労働基本権を無視する資本家階級の御用化労働協約に反対し、既得権を守り、進歩的労働協約締結のために闘う。

四、われわれは政府ならびに資本家の全額負担による失業保険の拡充をすみやかに実現し、進んで労働者の生活に基盤をおいた総合的社会保障制度確立のために闘う。

五、われわれは性別による差別待遇に反対し、同一労働同一賃金制の確立と、婦人少年労働者の完全保護のために闘う。

六、われわれは給与所得税および一切の大衆課税を軽減し、退職手当に対する課税の撤廃、人頭割的的地方税制反対のために闘う。

七、われわれは企業経営の徹底的民主化と、金融機関・重要産業の社会化を促進し、日本経済の民主的再建のために闘う。

八、われわれは労働組合の産別整理を促進し、産業別単一労働組合の基礎に立って強力な民主的労働組合の統一実現のために闘う。

九、われわれは平和的・民主的手段によって社会主義社会を実現せんとする政党の強化と活動に協力し、日本民主革命推進のために闘う。

一〇、われわれは国際自由労連を通じて労働者の国際的団結を強化し、恒久的世界平和確立のために闘う。

一一、われわれは、再軍備に反対し、中立堅持、軍事基地提供反対、全面講和の実現により日本の平和を守り独立を達成するために闘う。

## 運動方針

運動方針案は七項と結語からなる。

- 一、労働者の生活を守る闘い
- 二、経済自立化の闘い
- 三、労働者の権利を守る闘い、民主政治確立の闘い
- 四、民主的文教運動昂揚の闘い
- 五、地方選挙闘争
- 六、平和運動の展開
- 七、組織ならびに活動の強化
- 八、結び

このうち討議の焦点となったのは六項平和運動と七項組織問題であった。「六、平和運動の展開」についてはA案(島上事務局長)B案(海員)C案(全通)の三案が併立提出、論議の末、採決は翌日に持ちこされたが、内容的には先に決定を見た行動綱領の後をうけたものであって、結局C案の中、平和運動展開のため会費三ヵ月分拠出する条項を削除することでC案の決定を見た。

「七、組織並びに活動の強化」については、原案の「縦の線では産別組合A、横の線では中央は総評、地方は地評の姿に整備された強力な総評一本の闘いという態勢を目標とする総評の組織強化」に対し、新産別が主張する「組織の自主性を重んじ緩かな協議機関以上に進むことに反対する」との立場が幹事会で統一されぬままに大会にもちこされた。

新産別「一、地方の共闘組織を総評へ強制的に改組する。二、本部機構の強化と強力なる総評一本の闘いは総評をして中央集権的組織とし、産報化するおそれがある。三、総評は緩かな連合体以上のものではない。」

原案提案者および総同盟「一、総評を指向する地方組織が地評へ結集するのは当然で何ら強制していない。二、総評の強化は大会で決定し、決定した可能最大限に強化する。三、組織の自主性は毫末も拘束していない。」

この結果つぎの原案を絶対多数で可決した。

### 組織並びに活動の強化

1、戦後労働運動における主導的勢力を誇っていた極左勢力は一九四九年夏季闘争を転機に漸次後退しつつあったが、一九五〇年五・三〇事件とそれに続く全労連解散によって大きな打撃を受けた。

一九四八年以来起りつつあった組合民主化運動は苦難な闘いを通じて漸次成長を遂げ、一九五〇年七月には総評議会を結成し組織労働者の圧倒的多数を制して量的には日本労働運動の主流を形成するに到った。

2、これは共産党の指導にもとづく左翼労働組合主義の破綻をしめすものであるが、この破綻は同時に資本家階級をして労働組合弾圧の間隙を与え労働運動全体の後退的傾向をもたらし、また反動勢力の左翼戦線に対する攻撃と極左勢力の敗退が民同勢力により以上の膨脹をもたらしたことも事実である。

3、以上の如く労働運動全体の後退的傾向の中において民主的労働組合勢力が主導権を握っただけに、民主的労働組合勢力自体の中に脆弱性のあることも自ら反省しな

なければならない。にも拘らず労働運動が当面する事態は戦後かつてなき重大な局面にあり、民主的労働組合勢力は今こそ自らの闘う主体性を確立しなければならないのである。

4、したがって民主的労働組合は自らを真に闘える組織に強化する爲に下部末端からさらに民主化を徹底し階級的自覚を高め、如何なる激しい闘争にも耐えうる強靱な組織の確立が極めて緊要である。よってわれわれは次の方針に基き、総評組織を確立し活動の強化を図らんとするものである。

#### (一) 産業別労働組合の確立と強化

イ、既に規約第六条に基く地方評議会を組織したのものに対しては、実質的な活動を展開し得るように、定期的連絡の実施、総評各会議に対するオブザーバーの出席等の措置を講じつつ相互間の密接有機的な関係を強化して行く。

ロ、地方評議会の組織が進行しつつあるところに対しては、早急に地評組織を確立し得るよう総評本部及び各加盟組合は、その地方の自主性を阻害しない範囲で積極的な助力を行うと共に前項に準じた活動を推進して行く。

ハ、地方評議会の組織機運の未成熟な地方に対しては、地方の実情に応じて地評結成の促進を図ると共に、現存する地方共闘組織の立場を尊重し、或いは地評へ発展する段階としての共闘組織の結成も考慮に入れて漸進的に総評地評の線へ持って行く様に努める。

ニ、以上各項の方針と共に、単に地方評議会として確立されたもののみでなく、その他の民主的労働組合をも含めて、地方代表者会議の開催、情報連絡の密接化、共闘の発展などを通じ総評の線にそう地方組織の強化を図り、総評は各地方の意向を反映した運動を展開し得る体制を整えて行く様にする。

#### (二) 総評本部機構の充実と財政の確立

如何なる活動を行うにしても、総評の本部機構が充実しない限り掛声のみに終って、結局は各単組バラバラの活動が統一集約されない事態におちいることは明らかであるから、総評本部機構を可能最大限に強化すると共に、財政の確立に努力を払って活動力の充実を図る。

5、以上の産別整理、単組の強化、地方組織対策、総評本部機構の充実、財政の確立の各方針を相互有機的に推進し、民主的労働組合の組織を縦の線では産別組合、横の線では中央は総評、地方は地評の姿に整備された強力な総評一本の闘い得る状態にもって行くことを目標とする。

#### 国際自由労連への加盟の件

はじめこの案は「総評議会の名をもって国際自由労連に加盟する」とする執行部案と、総評一本で加盟することに反対する新産別案が対立して提出された。討論は一致点を見出せないままに、さらに国鉄からの修正意見として「総評第二回大会の名をもって未加盟組合に対し国際自由労通加盟促進を決議する」を追加提出したが、炭労・総同盟・海員・全鉱の加盟賛成、電産・全逓の反対意見など両者相ゆらず、国鉄案と同様趣旨の全電通の修正案を加えて、四つの案につき採決をとった。しかし各案とも有効定数に達しないため、運営委員会の発議で加盟の可否についてのみの採決

を再度はかったが、これも一四九対七九で決定するに至らなかった。最後に炭労・海員・全鉱三者修正案で加入の決断を要請したが決定する所とならず、事務局長試案としての評議員会一任とする案も提出されようとして日の目をみなかった。かくして国際自由労連の加盟問題は廃案となり、このように総評が国際自由労連に対する批判的態度を示したことは国際的にも国内的にも、労働戦線統一の方向に大きな影響を与えた。このほか労働銀行設立に関する件、労働会館の件、婦人対策、日鉱スト応援動議、賃上闘争強化方針をそれぞれ可決した。

#### 役員の変更

議長 武藤 武雄(炭労)  
副議長 原口 幸隆(全鉱)  
藤田藤太郎(私鉄)  
今村 彰(日教組)  
事務局長 高野 実(総同盟)

武藤議長は国際自由労連加入が決定しないことを理由に辞退し、また事務局長には高野・島上両候補の対立が予想され役員詮衡は困難を思わせたが、結局最後に議長就任の承諾と島上候補の辞退によって新役員は右の五名を大会で承認し漸く決定をみた。

#### 大会宣言

講和を前にして今や日本は民族の完全独立と平和を勝ち取るべき重大な段階に到達した。この時に当りわれわれの労働階級の結集体たる日本労働組合総評議会は輝ける第二回全国大会を開き行動綱領を始め一九五一年度の闘う運動方針を決定した。われわれは日々に深刻化してゆく国際情勢の中に於ても事態を冷静に分析し着々として強化されて行く国内の反動的資本攻勢と吉田内閣の反労働者的政策に対しては団結の武器を持って限りなき抵抗を示し職制の圧迫と低賃金と過重労働に喘ぐ日本の労農大衆を救済するため断呼解放の闘いを進めなければならない。このことは日本の独立と平和を勝ち取る喫緊の要務であり、且つ全面講和、軍事基地提供反対、再軍備反対の運動を強く推進するものである。

ここに於てわれわれは中央・地方の連絡を密にし総評議会に結集された四〇〇万労働者の同志的結合を堅め、より広汎な戦線の統一を計り対外的には国際自由労連に連なる世界の労働者と広く提携し、ゆるぎなき団結を以てあらゆる弾圧を排除し、大会決定実現のため断呼闘うことを宣言する。

一九五一年三月一日  
日本労働組合総評議会

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始